

令和8年度 山形県3R研究開発事業費補助金 事業計画 募集案内

～ 廃棄物の発生抑制等につながる3R技術の研究開発等に対して補助金を交付します～

山形県は、循環型産業の創出育成を図るため、廃棄物分野における3R(Reduce リデュース、Reuse リユース、Recycle リサイクル)技術の研究開発等に対して支援を行います。

このたび、「令和8年度山形県3R研究開発事業費補助金」に係る事業計画の募集を行いますのでお知らせします。

事業計画の募集期間

令和8年2月13日(金)から5月22日(金)まで

第1回審査会対象 3月3日(火)まで受付分、第2回審査会対象 5月22日(金)まで受付分

※1 上記期間内でも予算枠に達した場合は募集を終了します。(その場合、県HPでお知らせします)

※2 審査申請書提出の1週間前までに必ず県循環型社会推進課に事前相談を行ってください。

※3 本事業の実施は、県の令和8年度当初予算の成立が前提となります。本事業に係る予算の成立をみなければ、事業計画を募集したに留まり、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

補助対象者	山形県内に事務所又は事業所を有する事業者（企業・団体等） (複数事業者の連携実施可。その場合は幹事事業者に補助) ※ 環境関連の法令を遵守していない場合、補助対象者とならないことがあります。
補助対象事業	廃棄物を対象とした3Rに係る研究・技術開発、既存技術の改良、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等
補助対象経費	原材料費、機械装置・工具器具費（※1）、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費、共同研究費（※2）、その他知事が特に必要と認める経費 ※1 汎用的に使用する機械・工具等に係る経費は除きます。 ※2 申請者の旅費は除きます。また、原則として補助対象経費総額の2／3を超えることはできません。
補助率	① 原則として 1／2 ② 次のいずれかに該当する場合 2／3 イ 3Rをより一層推進する必要がある「 廃プラスチック類 」、「 燃え殻・ばいじん 」、「 食品廃棄物 」、「 使用済み瓦 」に係る事業 □ 申請者が 県内に本社及び製造拠点を有する 事業者である
補助上限額	5,000千円（事業費ベース ①10,000千円、②7,500千円）
事業実施期間	当該年度内（同じテーマでの研究開発は最長通算3か年度まで延長可）
採択基準 ※右項目について、総合的に判断	➤ 県の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等3Rの推進及び県の循環型社会の構築に寄与する事業であること。 ➤ 研究・技術開発の目的、目標が近年の技術水準、技術トレンド等と比較して適切であり、新規性・独創性があること。 ➤ 事業を成功させるための基礎的研究及び調査結果の蓄積並びに十分な技術水準があること。 ➤ 事業を成功させるために必要な技術的能力を有する実施体制並びに計画立案、日程表の作成及び進捗管理等のプロジェクト・マネジメントを行う管理体制が適切に構築され、大学等と連携のもとに行われるもの。 ➤ 適切な事業費のもとに行われる事業であること。 ➤ 地域における事業化・商品化が事業終了後3年以内に見込まれるなど、循環型産業として地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること。 ➤ 原則的に当該年度内に行われる事業であること。 ※年度を超えて事業を行う必要がある場合には、通算して最長3か年度まで継続して補助金の申請が可能。 ➤ 対象となる事業について、当該年度において他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

この補助事業は、山形県産業廃棄物税を活用して実施しています。

令和8年度 山形県3R研究開発事業費補助金 手続きフロー

事前相談	事業者は、「令和8年度山形県3R研究開発事業費補助金募集要領」等に基づき書類を作成し、県循環型社会推進課に事前相談を行う。 事前申出期限:令和8年5月15日(金) ※ 補助金概要、書類様式等は 山形県ホームページで御覧ください。									
審査計画書提出	事業者は、事前相談を踏まえ、事業計画審査申請書、事業計画等を提出する。 提出期間:令和8年2月13日(金)～令和8年5月22日(金)									
事業計画審査	事業者は、申請後に開催される山形県循環型産業事業評価委員会において、委員である外部専門家に対してプレゼンテーションを行う。 評価委員会は、事業計画を審査する。県は、その結果を踏まえて採択の可否を決定する。 ※ 評価委員会の意見等に基づき、計画の修正を求める場合があります。 【山形県循環型産業事業評価委員会 開催予定】 <table border="1"><thead><tr><th>委員会</th><th>時 期</th><th>審査対象の申請</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>令和8年3月下旬頃</td><td>令和8年3月3日(火)まで県が受付したもの 注) 2月24日(火)までに事前相談すること。</td></tr><tr><td>第2回</td><td>令和8年6月下旬頃</td><td>令和8年5月22日(金)まで県が受付したもの 注) 5月15日(金)までに事前相談すること。</td></tr></tbody></table>	委員会	時 期	審査対象の申請	第1回	令和8年3月下旬頃	令和8年3月3日(火)まで県が受付したもの 注) 2月24日(火)までに事前相談すること。	第2回	令和8年6月下旬頃	令和8年5月22日(金)まで県が受付したもの 注) 5月15日(金)までに事前相談すること。
委員会	時 期	審査対象の申請								
第1回	令和8年3月下旬頃	令和8年3月3日(火)まで県が受付したもの 注) 2月24日(火)までに事前相談すること。								
第2回	令和8年6月下旬頃	令和8年5月22日(金)まで県が受付したもの 注) 5月15日(金)までに事前相談すること。								
内定通知	県は、補助金の内定を申請者に通知する。									
交付申請	申請者は、所定の日までに県に交付申請を行う。									
交付決定通知	県は、申請者からの交付申請の内容に基づき、交付決定を行う。									
事業の実施	申請者は、事業を実施する。 (補助対象となる経費は、交付決定日以降に実施した事業の経費のみです。御注意ください。)									
遂行状況報告	事業者は、令和8年11月末日までの補助事業の実施状況について、 令和8年12月15日(火)までに県へ報告する。									
事業の完了	事業者は、令和9年3月末までに、事業の全てを完了する。									
事業実績報告	事業者は、補助事業の事業実績について、 事業完了の10日後 又は 令和9年4月9日(金)のいずれか早い日 までに県に報告する。									
現地調査	事業者による実績報告後、県は、事業者等に出向き、事業の実績について、対象経費に関する書類、研究開発の成果品等を調査する。									
補助金の支払	県は、補助金を事業者に支払う。※ 原則として精算払になります。									

事業の詳細、申請様式等は ホームページにて御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/3rkenkyu.html>



【お問合せ先】山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL:023-630-2322 FAX:023-625-7991